

# 老人保健対象者の方(75歳以上、一定の障害がある方は65歳以上の方)へ

平成20年4月実施

## 後期高齢者医療制度が始まります

後期高齢者医療制度では、対象者の皆さんが病気やケガでお医者さんにかかったときの医療費など、これまでの老人保健制度と同様の様々な給付サービスが受けられます。今回は、その給付サービスの内容についてお知らせします。

### 申請をしなくても受けられる給付サービス

**病気やケガの治療を受けたとき(療養の給付)**

病気やケガで医師にかかるときは、自己負担はかかった医療費の1割(現役並みに所得がある方は3割)で医療を受けられます。

**入院したときの食事代(入院時食事療養費)**

入院したときの食事代は、定められた金額(表1)を自己負担していただき、それ以外の食事療養費は、広域連合が負担します。

**療養病床に入院したときの食事代・居住費(入院時生活療養費)**

療養病床に入院したときは、定められた食費(表2)と居住費を自己負担していただき、それ以外は入院時生活療養費として、広域連合が負担します。

**訪問看護を受けた時**

医師の指示による訪問看護の利用については、医療と同様に1割の自己負担(現役並みに所得がある方は3割負担)で受けられます。

【表1】入院時食事代の定められた金額(一食当たり)

現役並み所得者(課税所得が145万以上)、一般	260円	
区分II(※1)	90日までの入院	210円
	過去12カ月で90日を超える入院	160円
区分I(※2)	100円	

※1 区分II 世帯の全員が住民税非課税の人。(区分I以外の人)

※2 区分I 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費控除を差し引いたときに0円となる人。(公的年金等控除額は80万円として計算します)

☆区分I、IIの適用を受けるには、「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」の申請が必要となります。

【表2】食費・居住費の定められた金額

	一食当たりの食費	一日当たりの居住費
現役並み所得者(課税所得が145万以上)、一般	460円	320円
区分II	210円	320円
区分I	130円	320円
	老齢福祉年金受給者	100円



### 申請が必要な給付サービス

**コルセットや補装具など全額自己負担したとき**

医師の指示で治療用のコルセットや補装具等を購入した際、一度全額負担したものを療養費として申請していただく、9割(または7割)の払戻しを受けることができます。

【申請に必要なもの】

医師の証明書、コルセット等補装具の領収書、印鑑、金融機関の通帳(ゆうちょ銀行除く)

**やむをえず保険証を使わずに受診したとき**

急病などで保険証を使わずに医師にかかり、窓口で全額自己負担した際、申請して認められれば、9割(または7割)の払戻しを受けることができます。

【申請に必要なもの】

全額自己負担した際の医師の領収書、印鑑、金融機関の通帳(ゆうちょ銀行除く)

**緊急の入院や転院で移送が必要になったとき(移送費の支給)**

やむを得ない理由で医師が認めた入院、転院などで移送の費用がかかったとき、広域連合が必要と認めた

場合に移送費が支給されます。

【申請に必要なもの】

移送の際に支払った領収書、印鑑、金融機関の通帳(ゆうちょ銀行除く)

**1カ月間に支払いした自己負担額が高額になったとき(高額療養費の支給)**

1カ月に支払った自己負担額が限度額(表3)を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。一度申請書を提出していただくと、該当した際、自動的に届出された振込希望口座に支給されます。(すでにお住まいの市町村に届出されている方は申請の必要はありません。)

【申請に必要なもの】

印鑑、金融機関の通帳(ゆうちょ銀行除く)

**被保険者が死亡したとき(葬祭費)**

被保険者が死亡したとき、葬儀を行う方に対して葬祭費5万円が支給されます。

【申請に必要なもの】

印鑑、金融機関の通帳(ゆうちょ銀行除く)

【表3】高額療養費の自己負担限度額基準表

区分	自己負担限度額(外来分)	自己負担限度額(入院と外来が複数あった場合は合算します)
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者(課税所得が145万以上)	44,400円	80,100円+(かかった医療費-267,000円)×1% ≪44,400円≫
区分II	8,000円	24,600円
区分I	8,000円	15,000円

※ ≪ ≫ 内の数字は過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額です。

### 新たな給付サービス

**1年間分の介護保険利用料と医療費の自己負担額が高額になったとき(高額介護合算療養費の支給)**

1年間の介護保険サービスの利用料と医療費の自己負担額を合算して設定された限度額を超えた場合、申

請により超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。(限度額等は決定したら詳細を掲載します)

制度についてもっと詳しく知りたい方は、秋田県後期高齢者医療広域連合ホームページ (<http://www.akita-kouiki.jp>) をご覧ください。

＜問合せ先＞

市役所本所	保険課	☎62-1118
保険課	(本所窓口)	☎62-1117
合川支所	市民福祉課	☎78-2113
森吉支所	市民福祉課	☎72-3115
阿仁支所	市民福祉課	☎82-2113